



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第 71 号

平成26年9月12日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1275 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1276 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 1277 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健課）
- 1278 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 1279 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 1280 肥料の登録（農産園芸課）
- 1281 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1282 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 1283 公共測量の実施通知（監理課）
- 1284 公共測量の実施通知（監理課）
- 1285 公共測量の終了通知（監理課）
- 1286 道路の区域変更（道路管理課）
- 1287 道路の区域変更（道路管理課）
- 1288 道路の区域変更（道路管理課）
- 1289 道路の供用開始（道路管理課）
- 1290 道路の区域変更（道路管理課）
- 1291 道路の区域変更（道路管理課）
- 1292 道路の供用開始（道路管理課）
- 1293 道路の区域変更（道路管理課）
- 1294 道路の区域変更（道路管理課）
- 1295 道路の区域変更（道路管理課）
- 1296 道路の供用開始（道路管理課）
- 1297 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）
- 1298 換地処分届の届出（都市整備課）

公 告

- 一般競争入札の実施（障害福祉課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 指定管理者の募集（港湾振興課）

選挙管理委員会規程

- 8 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 25 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 26 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 27 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 28 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 29 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

人事委員会公告

平成26年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：U・Iターン型民間企業等職務経験者）の実施（人事委員会事務局総務課）

公安委員会告示

90 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

91 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第1275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年 9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社新潟ゆうあい	妙高市朝日町1丁目10番3号	ヘルパーステーションあたたか柏崎	柏崎市松美2丁目5番38号	訪問介護	H26. 8. 1
株式会社新潟ゆうあい	妙高市朝日町1丁目10番3号	ヘルパーステーションあたたか柏崎	柏崎市松美2丁目5番38号	介護予防訪問介護	H26. 8. 1
株式会社新潟ゆうあい	妙高市朝日町1丁目10番3号	ナースステーションあたたか柏崎	柏崎市松美2丁目5番38号	訪問看護	H26. 8. 1
株式会社新潟ゆうあい	妙高市朝日町1丁目10番3号	ナースステーションあたたか柏崎	柏崎市松美2丁目5番38号	介護予防訪問看護	H26. 8. 1
株式会社佐渡厚生会	佐渡市青野334番地8	ヘルパーステーション十季のあかり佐渡	佐渡市青野334番地8	訪問介護	H26. 8. 1
株式会社佐渡厚生会	佐渡市青野334番地8	ヘルパーステーション十季のあかり佐渡	佐渡市青野334番地8	介護予防訪問介護	H26. 8. 1
株式会社佐渡厚生会	佐渡市青野334番地8	デイサービスセンター十季のあかり佐渡	佐渡市青野334番地8	通所介護	H26. 8. 1
株式会社佐渡厚生会	佐渡市青野334番地8	デイサービスセンター十季のあかり佐渡	佐渡市青野334番地8	介護予防通所介護	H26. 8. 1
リブインハーモニー株式会社	村上市三之町4番28号	リブインハーモニー三之町居宅介護支援センター	村上市三之町4番28号	居宅介護支援	H26. 8. 18

◎新潟県告示第1276号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
はあとふるあたご福祉用具新発田	新発田市新富町1丁目4番10号	新発田市城北町3丁目3番31号	新発田市新富町1丁目4番10号	H26.7.28
株式会社五十嵐薬品	新発田市本町1丁目2番3号	有限会社五十嵐薬品	株式会社五十嵐薬品	H26.8.5

◎新潟県告示第1277号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	休止したサービスの種類	休止年月日
株式会社紫音堂訪問介護ステーション	村上市堀片6番5号	訪問介護	H26.7.31
株式会社紫音堂訪問介護ステーション	村上市堀片6番5号	介護予防訪問介護	H26.7.31

◎新潟県告示第1278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かつみ医院	小千谷市東栄1丁目6番6号	平成26年8月1日
小千谷のぞみ調剤薬局	小千谷市東栄1丁目6番7号	平成26年8月1日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2丁目6-6	平成26年8月8日
ウエルシア薬局佐渡佐和田店	佐渡市泉1310	平成26年8月8日
ウエルシア薬局三条新保店	三条市新保三百刈147-1	平成26年8月14日
あさひ訪問看護リハビリステーション	三条市旭町2-11-17大和ビル203	平成26年6月27日

◎新潟県告示第1279号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第 1 項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鈴木歯科医院	新発田市中央町 4 丁目11番15号	平成26年 7 月31日
大橋薬局田尻店	柏崎市大字上田尻816	平成26年 8 月12日

◎新潟県告示第1280号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

登録番号	新潟県生第418号
肥料の種類	蒸製骨粉
肥料の名称	大地の芽ぐみ 223号
保証成分量	窒素全量 2.0パーセント りん酸全量 23.0パーセント
その他の規格	該当なし
生産業者の名称及び住所	大日興産株式会社 佐賀県佐賀市巨勢町大字東西276番地 3
登録年月日	平成26年 9 月 2 日

登録番号	新潟県生第419号
肥料の種類	蒸製骨粉
肥料の名称	大地の芽ぐみ 318号
保証成分量	窒素全量 3.0パーセント りん酸全量 18.0パーセント
その他の規格	該当なし
生産業者の名称及び住所	大日興産株式会社 佐賀県佐賀市巨勢町大字東西276番地 3
登録年月日	平成26年 9 月 2 日

登録番号	新潟県生第420号
肥料の種類	肉骨粉
肥料の名称	大地の芽ぐみ 513号
保証成分量	窒素全量 5.0パーセント りん酸全量 13.0パーセント
その他の規格	該当なし
生産業者の名称及び住所	大日興産株式会社 佐賀県佐賀市巨勢町大字東西276番地 3
登録年月日	平成26年 9 月 2 日

登録番号	新潟県生第421号
肥料の種類	肉骨粉
肥料の名称	大地の芽ぐみ 608号
保証成分量	窒素全量 6.0パーセント りん酸全量 8.0パーセント
その他の規格	該当なし
生産業者の名称及び住所	大日興産株式会社 佐賀県佐賀市巨勢町大字東西276番地3
登録年月日	平成26年9月2日

◎新潟県告示第1281号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県上越市牧区切光字馬伏場793の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
和田南部	上越市	区画整理（経営体育成基盤整備）事業	平成26年7月1日

◎新潟県告示第1283号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 羽黒地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年9月1日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区羽黒 地内

◎新潟県告示第1284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査二級水準測量）
- 2 作業期間 平成26年8月7日から平成26年12月19日まで
- 3 作業地域 南魚沼地域

◎新潟県告示第1285号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年 7 月14日から平成26年 8 月29日まで
- 3 作業地域 妙高市大字坂口新田及び二俣 地先

◎新潟県告示第1286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原出湯線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市水原字上千苅 62 番 1 から	新	11.8～16.6メートル	73.2メートル
同市水原字上千苅60番 1 まで	旧	11.6～16.6メートル	73.2メートル

◎新潟県告示第1287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市小国町二本柳 1357 番から	新	9.7～13.4メートル	147.2メートル
同市小国町二本柳1363番まで	旧	9.7～13.4メートル	147.2メートル

◎新潟県告示第1288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 栃尾山古志線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市半蔵金字境 3 番 1 から	新	5.6～21.9メートル	80.1メートル
同市森上字長谷2187番まで	旧	5.6～21.9メートル	80.1メートル

◎新潟県告示第1289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路線名 県道 栃尾山古志線

2 供用開始の区間

長岡市半蔵金字境 3 番 1 から同市森上字長谷2187番まで

3 供用開始の期日 平成26年9月12日

◎新潟県告示第1290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 長岡見附線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市下々条町字鴻巣 2900 番 3 から	新	8.5～10.0メートル	63.2メートル
同市下々条町字鴻巣2901番まで	旧	8.1～10.6メートル	63.2メートル

◎新潟県告示第1291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 長岡見附線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市新組町字前田 227 番 1 から	新	8.9～10.9メートル	43.6メートル

同市新組町字筒場4951番 1 まで	旧	8.9～9.5メートル	43.6メートル
--------------------	---	-------------	----------

◎新潟県告示第1292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 長岡見附線
- 2 供用開始の区間
長岡市新組町字前田227番 1 から同市新組町字筒場4951番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 9 月12日

◎新潟県告示第1293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市板木字西田 2 番 2 から	新	10.5～15.5メートル	140.4メートル
同市板木字西田 6 番 1 まで	旧	10.5～15.5メートル	140.4メートル

◎新潟県告示第1294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小出守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市今泉字日付原 2056 番 1 から	新	10.6～15.6メートル	22.0メートル
同市今泉字日付原2000番 1 まで	旧	10.6～15.6メートル	22.0メートル

備考 路線の重用

全区間県道湯之谷越後広瀬停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯之谷越後広瀬停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市今泉字日付原 2056 番 1 から	新	10.6～15.6メートル	22.0メートル
同市今泉字日付原2000番 1 まで	旧	10.6～15.6メートル	22.0メートル

備考 路線の重用
全区間県道小出守門線と重用

◎新潟県告示第1295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字門田新田字下の輩 34 番 1 から 同市大字戸野目字三反田 171 番 1	新	(A) 12.5～21.0メートル	454.3メートル
		(B) 13.9～35.8メートル	457.6メートル
	旧	12.5～21.0メートル	454.3メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 上越安塚柏崎線
- 2 供用開始の区間
上越市大字門田新田字下の輩 34 番 1 から同市大字戸野目字三反田 171 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月12日

◎新潟県告示第1297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成26年9月12日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 柏崎都市計画道路

- (2) 名称 3・4・3号 長浜新橋線
3・4・4号 錦町中浜線
3・4・6号 四谷比角線
3・4・10号 東柏崎駅比角線
3・5・13号 新橋下方線
3・5・16号 新橋海岸線
3・6・21号 本町海岸線
3・5・27号 西本町東の輪線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・3号 長浜新橋線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市

鯨波1丁目字鴨ククリ乙及び字神明田乙の各一部
鯨波2丁目字神明田乙、字嫁入坂乙及び字砂田乙の各一部
東の輪町字神明田乙、字東ノ輪乙、字東ノ輪丙及び字上ノ山の各一部
番神1丁目字上ノ山、字川尻、字順ノ木、字鮎川及び字岩山の各一部
番神2丁目字東ノ輪丙、字打越丙及び字上ノ山の各一部
中浜1丁目字豊洲浜及び字砂山の各一部
中浜2丁目字砂山、字岩山及び字豊洲浜の各一部
西本町2丁目、西本町3丁目、新橋及び新橋字石橋の各一部

(2) 3・4・4号 錦町中浜線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市

錦町字笠原、字猿楽面及び字小鳥場の各一部
豊町字笠原及び字三ツ柳の各一部
扇町字深町、字宮田及び字劔田の各一部

(3) 3・4・6号 四谷比角線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市

比角1丁目字古見野及び字養蚕の各一部
扇町字大海及び字深町の各一部

(4) 3・4・10号 東柏崎駅比角線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市比角1丁目字古見野の一部

(5) 3・5・13号 新橋下方線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

柏崎市新橋の一部

(6) 3・5・16号 新橋海岸線

ア 追加する部分
なし

イ 削除する部分
柏崎市新橋の一部

(7) 3・6・21号 本町海岸線

ア 追加する部分
なし

イ 削除する部分
柏崎市西本町3丁目の一部

(8) 3・5・27号 西本町東の輪線

ア 追加する部分
柏崎市

鯨波1丁目字鴨ククリ乙及び字神明田乙の各一部

鯨波2丁目字神明田乙、字嫁入坂乙及び字砂田乙の各一部

東の輪町字神明田乙、字東ノ輪乙、字東ノ輪丙及び字上ノ山の各一部

番神1丁目字上ノ山、字順ノ木、字鮎川、字岩山及び字川尻の各一部

番神2丁目字東ノ輪丙、字打越丙及び字上ノ山の各一部

中浜1丁目字豊洲浜及び字砂山の各一部

中浜2丁目字砂山、字岩山及び字豊洲浜の各一部

西本町3丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成26年9月12日
至 平成26年9月26日

(2) 場所

ア 柏崎市三和町5-55号(〒945-8558)

柏崎地域振興局地域整備部計画調整課

イ 柏崎市中央町5番50号(〒945-8511)

柏崎市都市整備部都市政策課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

◎新潟県告示第1298号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、十日町市から、換地処分を行った旨の届出があった。

平成26年9月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県コロニーにいがた白岩の里清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年9月12日

新潟県コロニーにいがた白岩の里 所長 羽入 利昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県コロニーにいがた白岩の里清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

調達役務に関する入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年10月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(4) 履行場所

新潟県コロニーにいがた白岩の里

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日(平成26年9月24日)までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
- (4) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けている者であること。
- (5) 建築物衛生法第12条の2第1項第1号「建築物清掃業」又は第8号「建築物環境衛生総合管理業」に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。
- (6) 国、県又は地方公共団体の施設で清掃業務を平成12年4月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (9) 当該調達役務に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札参加資格証明書類の提出場所等

- (1) 入札参加資格証明書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 940-2502

新潟県長岡市寺泊藪田6789番地 4

新潟県コロニーにいがた白岩の里総務課庶務係

電話番号 0258-75-3131

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札説明書の交付期限

平成26年9月19日(金) 午後5時

- (4) 入札執行日時及び場所

平成26年9月24日(水) 午前10時

新潟県コロニーにいがた白岩の里 第1会議室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を提出期限までに

提出しなければならない。入札参加者は、入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格以下最低制限価格以上の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）原信荒川店

所在地 村上市下鍛冶屋400番3外

設置者 株式会社原信ほか1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成26年 5 月 2 日

3 意見の概要

(1) 村上市からの意見の概要

・ 駐車需要の充足等交通に係る事項

国道交差点に近く渋滞が予想される駐車場出入口に出庫車両が集中しないよう対策をとること。

・ 騒音の発生に係る事項

定常騒音、変動騒音について、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。なお、住宅施設に近接するような箇所においては、特に注意すること。

・ 廃棄物に係る事項等

店舗から排出される廃棄物について適正に処理すること。また、村上市公害防止条例第11条及び同施行規則に基づく公害防止協議申出書を提出すること。

・ 防災・防犯対策への協力

村上市が定める地域防災計画等に基づく災害が発生した場合に、市の応援協力要請に対応した体制を構築すること。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成26年 9 月12日から平成26年10月12日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ケーズデンキ胎内店
所在地 胎内市大川町3144番 5 外
設置者 株式会社北越ケーズ
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更（大規模小売店舗の名称の変更及び所在地の変更）に関する届出
公告日 平成26年 5 月 2 日
- 3 意見の概要
(1) 胎内市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成26年 9 月12日から平成26年10月12日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ケーズデンキ胎内店
所在地 胎内市大川町3144番 5 外
設置者 株式会社北越ケーズ
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による変更（荷さばき施設の位置の変更及びその他の変更）に関する届出
公告日 平成26年 5 月 2 日
- 3 意見の概要
(1) 胎内市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成26年 9 月12日から平成26年10月12日まで

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項及び新潟コンベンションセンター等条例（平成13年新潟県条例第80号）第15条、新潟県万代島駐車場条例（平成13年新潟県条例第31号）第10条及び新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第20条の 2 の 6 の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成26年 9 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 募集する事項
(1) 対象施設及び対象業務
ア 新潟コンベンションセンター
イ 新潟コンベンションセンターの運営に関する業務

- (イ) 新潟コンベンションセンターの使用の承認に関する業務
- (ロ) 新潟コンベンションセンターの使用承認の取消し等に関する業務
- (エ) 新潟コンベンションセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (オ) その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

イ 新潟県万代島駐車場

- (ア) 駐車場の運営に関する業務
- (イ) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ロ) その他指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

ウ 新潟港万代島緑地

新潟港万代島緑地の維持管理に関する業務

(2) 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）であることとし、個人での応募は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。

申請者（共同体の構成員を含む。）は、以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就任していないこと。
- (3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）
- (4) 県から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 県税等を滞納していないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- (9) 申請者及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (10) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係

電話 025-280-5463（直通）、FAX 025-280-5089

- (2) 募集要項の交付方法

新潟県交通政策局港湾振興課万代島・東港管理係で交付するほか、新潟県交通政策局港湾振興課ホームページからも入手が可能である。

- (3) 申請書類の提出期限

平成26年10月14日（火）から平成26年10月17日（金）まで

4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に違反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 9 月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
胎内市	(略)	(略)	胎内市	(略)	(略)
	養護老人ホーム ひめさゆり	胎内市下館820-2		養護老人ホーム ひめさゆり	胎内市下館820-2
	特別養護老人ホーム 胎内まごころの里	胎内市築地3715番地3			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年 9 月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

届 年 月 日	政治団体の 名 称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村の 区域等を単位とし て設けられた支部
(平成)					
26. 5. 22	自由民主党新潟県全管協ちゃんたい支部	田中壮一	田中正人	新潟市中央区信濃町3番10号	○

(2) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

届 年	出 月	日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の所在地
(平成)						
26.	3.	5	希望の持てるたがみ町を創造する会	小林寿博	坪谷久雄	南蒲原郡田上町大字川船河甲898番1
26.	3.	7	小林としひろ後援会	小林寿博	坪谷久雄	南蒲原郡田上町大字川船河甲898番1
26.	3.	25	新潟県宇都隆史を支える会	森田謹市	北條雄一	新潟市西区寺尾上2丁目3-30北條方
26.	4.	14	伊藤得三後援会	伊藤純	牧野徹	三条市南新保7番30号
26.	4.	2	岡崎洋一後援会	小諸光男	岡崎洋一	三条市前谷内353番地
26.	4.	21	川崎健二後援会	川崎倂吉	松村良平	村上市北新保452-4
26.	4.	28	佐藤ひろし後援会	渡辺浩	佐藤真理	胎内市羽黒2540
26.	4.	1	たかくらさかえ後援会	星野光治	高倉嘉代	西蒲原郡弥彦村弥彦1387-1
26.	5.	13	風間ルミ子後援会	風間ルミ子	石口徳夫	新潟市北区嘉山1丁目3-36
26.	5.	27	風の会	武田芳久	唐沢仁	西蒲原郡弥彦村麓5847番地
26.	6.	27	池田和幸後援会	金子和彦	池田治	長岡市五反田町136番地
26.	6.	9	内山会	桐生克彬	渡邊守太郎	新潟市中央区幸西1-1-53ザ・タワー新潟907号

◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年9月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

届出 年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
26. 3. 17	自由民主党板倉支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	渡辺衛 中嶋隆一 上越市板倉区針1188
26. 3. 12	自由民主党魚沼堀之内支部	主たる事務所の所在地	魚沼市田川310
26. 3. 12	自由民主党三和支部	代表者	澤田健一
26. 3. 27	自由民主党十日町市、中魚沼郡第一支部	主たる事務所の所在地	十日町市寅甲207-6庭野ビル101
26. 3. 27	自由民主党中里地区支部	代表者	鈴木登
26. 3. 5	自由民主党新潟県第三選挙区支部	会計責任者	岡戸幸二
26. 3. 19	自由民主党新潟県第五選挙区支部	会計責任者	長島美和子
26. 3. 20	自由民主党新潟県ときわ会支部	代表者	高木言芳
26. 3. 12	自由民主党松代支部	代表者 主たる事務所の所在地	小堺清司 十日町市太平609-4
26. 3. 31	自由民主党妙高支部	代表者 主たる事務所の所在地	佐藤栄一 妙高市神宮寺27-1
26. 3. 31	自由民主党弥彦村支部	会計責任者	渡辺昭
26. 3. 5	日本共産党下越地区委員会	代表者 会計責任者	広川賢 伊藤誠
26. 4. 10	自由民主党蒲川原区支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	石田裕一 八木裕嗣 上越市蒲川原区下猪子田95-3
26. 4. 10	自由民主党川西支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	北村公男 平野清志 十日町市山野田15
26. 4. 30	自由民主党塩沢支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	阿部久夫 林茂男 南魚沼市長崎2736
26. 4. 16	自由民主党たばこ耕政連新潟県支部	会計責任者	松村和重
26. 4. 18	自由民主党寺泊支部	代表者 主たる事務所の所在地	門藤良夫 長岡市寺泊田頭1155
26. 4. 1	自由民主党豊浦支部	会計責任者	菊田達夫
26. 4. 25	自由民主党新潟県自動車整備支部	代表者	樋口誠
26. 4. 18	自由民主党広神支部	代表者	佐藤清志
26. 4. 3	民主党新潟県第6区総支部	代表者	飯田真紀子
26. 5. 15	自由民主党新潟県私立保育園連盟支部	代表者 主たる事務所の所在地	伊東一男 新潟市中央区上所2-2-2新潟ユニゾンプラザ3階新潟県保育推進連盟内
26. 6. 9	自由民主党新潟県たばこ販売支部	代表者 主たる事務所の所在地	藤本順一 上越市西城町2-8-24
26. 6. 9	自由民主党安塚支部	主たる事務所の所在地	上越市安塚区板尾911-2
26. 6. 5	民主党新潟県第4区総支部	会計責任者	今井雄大

(2) その他の政治団体

届 年 月 日	政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	新 た に 届 出 の あ っ た 内 容
(平成)			
26. 3. 11	あべ健二後援会	主たる事務所の所在地	燕市幸町6番48号
26. 3. 18	新たな飛躍をめざして！安心・ 元気・希望に満ちた柏崎をつく る会	会計責任者	小池博
26. 3. 25	市川まさひろ後援会	会計責任者	佐々木幸治
26. 3. 6	選ばれて住み継がれるふるさと の会	会計責任者	西村好明
26. 3. 31	おおしま洋一後援会	代表者	下間一久
26. 3. 18	かおる会	代表者	山岸信一
26. 3. 31	笠原義宗後援会	主たる事務所の所在地	新潟市南区白根1242番地4白根事務所2階
26. 3. 20	柏崎経済人連盟	会計責任者	吉田直一郎
26. 3. 28	片貝まきこ会	会計責任者	山口敏晴
26. 3. 25	金子たかし後援会	代表者	広野孝二
26. 3. 14	五井文雄後援会	代表者	高橋秋夫
26. 3. 19	幸福実現党三条後援会	会計責任者	桑原健一
26. 3. 4	幸福実現党新発田後援会	代表者	関谷剛
		会計責任者	関谷剛
26. 3. 4	幸福実現党上越後援会	代表者	清水和明
		会計責任者	菅原智
26. 3. 27	幸福実現党十日町後援会	会計責任者	仲田誉志
26. 3. 12	幸福実現党新潟西後援会	代表者	松島崇
		会計責任者	松島崇
26. 3. 5	斎藤洋明連合後援会	会計責任者	岡戸幸二
26. 3. 25	志田常佳後援会	代表者	滝沢莞爾
26. 3. 20	しのだ昭後援会あきら会	会計責任者	本間朗
26. 3. 11	J AM新潟政治連盟	代表者	武本昌之
26. 3. 12	上越未来政策研究会	会計責任者	山岸友和
26. 3. 28	新社会党新潟県本部	主たる事務所の所在地	新潟市中央区川岸町2丁目4-6コーポ川岸 B 306
26. 3. 6	関口よしふみ後援会	会計責任者	西村好明
26. 3. 14	全日本不動産政治連盟新潟県本 部	会計責任者	正木幹夫
26. 3. 19	つなん修友会	代表者	高橋司
		会計責任者	風巻永人
		主たる事務所の所在地	中魚沼郡津南町大字下船渡戊424番地3
26. 3. 19	長島ただよし応援団	主たる事務所の所在地	長岡市今井2-26
26. 3. 19	長島忠美後援会	会計責任者	長島美和子
		主たる事務所の所在地	長岡市今井2-26
26. 3. 31	新潟県歯科医師連盟上越支部	会計責任者	吉田隆
26. 3. 27	新潟の未来を考える会	代表者	佐々木幸治
		会計責任者	佐藤考享
26. 3. 24	日本共産党竹島良子後援会	代表者	遠藤千代
		会計責任者	水野あけみ
26. 3. 27	日本弁護士政治連盟新潟県支部	代表者	藤田善六
26. 3. 20	はばたく！新潟県の新時代をつ くる会	会計責任者	高崎麻実
26. 3. 24	祝まさおを励ます会	代表者	祝優雄
26. 3. 10	南魚沼郡市医師連盟	会計責任者	安部龍一
26. 3. 24	村松二郎後援会	代表者	今井晋一郎
26. 3. 31	ゆあささたろう後援会	代表者	湯浅均
		主たる事務所の所在地	新発田市住吉町5-2-8
26. 3. 4	わしお応援団	主たる事務所の所在地	燕市秋葉町4丁目12-20

26. 3. 26	渡辺ひろゆき後援会	主たる事務所の所在地	胎内市星の宮町2-7
26. 3. 20	渡辺昌後援会	代表者	小田幸保
		会計責任者	中山金重
26. 4. 17	明るく元気な郷土社会をめざす会	代表者	吉田郁文
26. 4. 1	いいざわ一郎後援会	代表者	斉藤敏春
26. 4. 15	いずみだ裕彦後援会	代表者	福田勝之
26. 4. 14	片山けんいち後援会	代表者	前沢征雄
26. 4. 15	金子めぐみ後援会	政治団体の名称	金子恵美連合後援会
		代表者	吉沢浩志
		会計責任者	赤堀大
26. 4. 2	かわらい拓也後援会	代表者	牛腸恒夫
26. 4. 16	全国たばこ耕作者政治連盟新潟県支部	会計責任者	松村和重
26. 4. 1	新潟県内水面漁業政治連盟	代表者	皆川雄二
		会計責任者	山田和雄
26. 5. 13	佐藤ひさお後援会	会計責任者	廣川栄一
26. 5. 30	佐藤浩雄後援会	代表者	横山高
26. 5. 29	下村浩延後援会	会計責任者	下村美晴
26. 5. 12	新潟経済人連盟	代表者	福田勝之
26. 6. 11	加茂市医師連盟	代表者	星野清
		会計責任者	永井雅昭
26. 6. 5	菊田真紀子後援会	会計責任者	今井雄大
26. 6. 5	菊田まきこ政経フォーラム21	会計責任者	今井雄大
26. 6. 11	新発田北蒲原医師連盟	代表者	笹川康夫
		会計責任者	阿部洋一
26. 6. 9	新潟県不動産政治連盟	代表者	平松勝
26. 6. 24	渡辺ひろきち後援会	主たる事務所の所在地	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山2299-1

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年9月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア. その他の政治団体

解 散

年 月 日 政 治 団 体 の 名 称
(平成)

22. 12. 31	川崎健二後援会
23. 12. 31	島田伸子と三条市を元気にする会
24. 12. 20	佐藤莞爾後援会
25. 12. 31	柏崎再生プロジェクト西川たかすみ後援会
25. 12. 31	高橋利勝後援会
25. 12. 31	滝沢茂光後援会
25. 12. 31	森田貞一後援会
25. 12. 25	私たちの三条市をつくる市民の会

(2) 収支報告書の要旨

ア. その他の政治団体

政治団体の名称 川崎健二後援会

報告年月日 平成 26年 4月 21日

1 収入総額	117,050 円
前年繰越額	117,050 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 島田伸子と三条市を元気にする会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1	収入総額		370,201	円
	前年繰越額		3,346	円
	本年収入額		366,855	円
2	支出総額		370,201	円
3	本年収入の内訳			
	寄附（内訳別掲）		366,855	円
	個人からの寄附		366,855	円
	合 計		366,855	円
4	寄附の内訳			
	個人からの寄附			
	（寄附者の氏名）	（金	額）	（住 所）
	島田伸子	366,855	円	三条市
	小 計	366,855	円	
5	支出の内訳			
	経常経費		64,966	円
	光熱水費		5,590	円
	備品・消耗品費		59,376	円
	政治活動費		305,235	円
	機関紙誌の発行その他の事業費		305,235	円
	機関紙誌の発行事業費		305,235	円
	合 計		370,201	円

政治団体の名称 佐藤莞爾後援会

報告年月日 平成 26年 3月 5日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 柏崎再生プロジェクト西川たかすみ後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 高橋利勝後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	32,436 円
前年繰越額	32,436 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 滝沢茂光後援会

報告年月日 平成 26年 3月 27日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 森田貞一後援会

報告年月日 平成 26年 3月 24日

1 収入総額	943,650 円
前年繰越額	943,650 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 私たちの三条市をつくる市民の会

報告年月日 平成 26年 5月 9日

1 収入総額	345,571 円
前年繰越額	345,529 円
本年収入額	42 円
2 支出総額	109,272 円
3 本年収入の内訳	
その他の収入	42 円
10万円未満の収入	42 円
合 計	42 円
4 支出の内訳	
経常経費	88,450 円
備品・消耗品費	16,450 円
事務所費	72,000 円
政治活動費	20,822 円
その他の経費	20,822 円
合 計	109,272 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 9 月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成24年分

〔政党の支部〕

政治団体の名称 自由民主党三和支部

報告年月日 平成 26年 3月 20日

1 収入総額	280,968 円
前年繰越額	111,947 円
本年収入額	169,021 円
2 支出総額	179,965 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	42,000 円
38 人	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	120,000 円
自由民主党新潟県第六選挙区支部	90,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	30,000 円
その他の収入	7,021 円
10万円未満の収入	7,021 円
合 計	169,021 円
4 支出の内訳	
経常経費	25,000 円
備品・消耗品費	10,000 円
事務所費	15,000 円
政治活動費	154,965 円
組織活動費	92,965 円
選挙関係費	62,000 円
合 計	179,965 円

政治団体の名称 自由民主党白根支部

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	429,380 円
前年繰越額	158,169 円
本年収入額	271,211 円
2 支出総額	220,884 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	100,200 円
94 人	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	133,000 円
自由民主党白根支部定期大会	133,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	38,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	38,000 円
その他の収入	11 円
10万円未満の収入	11 円
合 計	271,211 円
4 支出の内訳	
政治活動費	220,884 円
組織活動費	220,884 円
合 計	220,884 円

政治団体の名称 自由民主党新潟県上越市第一支部

報告年月日 平成 26年 3月 24日

1 収入総額	779,580 円
前年繰越額	9,580 円
本年収入額	770,000 円
2 支出総額	770,000 円

3 本年収入の内訳

寄附（内訳別掲）	770,000 円
法人その他の団体からの寄附	770,000 円
合 計	770,000 円

4 寄附の内訳

法人その他の団体からの寄附	
その他	770,000 円
小 計	770,000 円

5 支出の内訳

政治活動費	770,000 円
寄附・交付金	770,000 円
合 計	770,000 円

政治団体の名称 自由民主党新潟県新潟市中央区第三支部

報告年月日 平成 26年 3月 26日

1 収入総額	2,054,292 円
前年繰越額	0 円
本年収入額	2,054,292 円
2 支出総額	1,972,520 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	38,000 円
58 人	
寄附（内訳別掲）	2,016,285 円
法人その他の団体からの寄附	2,016,285 円
その他の収入	7 円
10万円未満の収入	7 円
合 計	2,054,292 円

4 寄附の内訳

法人その他の団体からの寄附	
その他	2,016,285 円
小 計	2,016,285 円

5 支出の内訳

経常経費	100,000 円
人件費	50,000 円
事務所費	50,000 円
政治活動費	1,872,520 円
寄附・交付金	1,859,000 円
その他の経費	13,520 円
合 計	1,972,520 円

〔資金管理団体〕

政治団体の名称 青木まなぶとあゆむ虹の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 青木学

資金管理団体の届出に係る公職の種類 指定都市議会議員

報告年月日 平成 26年 3月 10日

1 収入総額	304,585 円
前年繰越額	304,585 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 あべ健二後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 阿部健二

資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員

報告年月日 平成 26年 3月 11日

1 収入総額	104,673 円
前年繰越額	104,673 円

本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 青木太一郎を支援する会

資金管理団体の届出をした者の氏名 青木太一郎
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員
 報告年月日 平成 26年 3月 25日

1 収入総額	1,030,415 円
前年繰越額	30,415 円
本年収入額	1,000,000 円
2 支出総額	978,042 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	400,000 円
400 人	
寄附（内訳別掲）	600,000 円
個人からの寄附	600,000 円
合 計	1,000,000 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
（寄附者の氏名）（金額）（住所）	
青木太一郎	600,000 円 新潟市西区
小 計	600,000 円
5 支出の内訳	
経常経費	978,042 円
備品・消耗品費	18,042 円
事務所費	960,000 円
合 計	978,042 円

政治団体の名称 泉田ひさいち後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 泉田寿一
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 町議会議員
 報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	200,000 円
前年繰越額	200,000 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 加藤なおと後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 加藤尚登
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員
 報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	147,280 円
前年繰越額	147,280 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 栗田英明を囲む会

資金管理団体の届出をした者の氏名 栗田英明
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員
 報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	18,918 円
前年繰越額	18,918 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 小林林一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 小林林一
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員
 報告年月日 平成 26年 3月 24日

1 収入総額	1,893,156 円
前年繰越額	23,156 円
本年収入額	1,870,000 円
2 支出総額	1,850,000 円
3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	1,870,000 円
政治団体からの寄附	1,870,000 円
合 計	1,870,000 円
4 寄附の内訳	
政治団体からの寄附	
（寄附者の名称）（金額）（事務所の所在地）	
自由民主党新潟県支部連合会	1,100,000 円 新潟市中央区
自由民主党新潟県上越市第一支部	770,000 円 上越市
小 計	1,870,000 円
5 支出の内訳	
経常経費	1,850,000 円
人件費	1,000,000 円
光熱水費	195,000 円
備品・消耗品費	95,000 円
事務所費	560,000 円
合 計	1,850,000 円
6 資産等の内訳	
借入金	
（借入先）（借入残高）	
小林林一	6,500,000 円

政治団体の名称 佐々木かおるを育てる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐々木薫
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 指定都市議会議員
 報告年月日 平成 26年 3月 18日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 森田貞一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 森田貞一
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員
 報告年月日 平成 26年 3月 24日

1 収入総額	943,650 円
前年繰越額	943,650 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 山際あつし応援団

資金管理団体の届出をした者の氏名 片野敦
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 指定都市議会議員
 報告年月日 平成 26年 3月 26日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 わたなべ良一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 渡部良一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員

報告年月日 平成 26年 3月 24日

1 収入総額 0 円

2 支出総額 0 円

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 青木太一郎後援会

報告年月日 平成 26年 3月 25日

1 収入総額 526,145 円

前年繰越額 26,145 円

本年収入額 500,000 円

2 支出総額 435,652 円

3 本年収入の内訳

個人の負担する党費又は会費 400,000 円

400 人

寄附（内訳別掲） 100,000 円

個人からの寄附 100,000 円

合 計 500,000 円

4 寄附の内訳

個人からの寄附（寄附者の氏名）（金 額）（住 所）

青木太一郎 100,000 円 新潟市西区

小 計 100,000 円

5 支出の内訳

経常経費 432,152 円

備品・消耗品費 198,088 円

事務所費 234,064 円

政治活動費 3,500 円

調査研究費 3,500 円

合 計 435,652 円

政治団体の名称 安保寿隆後援会

報告年月日 平成 26年 3月 25日

1 収入総額 0 円

2 支出総額 0 円

政治団体の名称 稲毛明後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額 0 円

2 支出総額 0 円

政治団体の名称 いのまた文彦後援会

報告年月日 平成 26年 3月 25日

1 収入総額 0 円

2 支出総額 0 円

政治団体の名称 石川恒夫後援会

報告年月日 平成 26年 3月 28日

1 収入総額 83,000 円

前年繰越額 0 円

本年収入額 83,000 円

2 支出総額 42,469 円

3 本年収入の内訳

個人の負担する党費又は会費 83,000 円

166 人

合 計 83,000 円

4 支出の内訳

経常経費 42,469 円

光熱水費 16,229 円

備品・消耗品費 3,466 円

事務所費 22,774 円

合 計 42,469 円

政治団体の名称 上野公悦後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額 5,850 円

前年繰越額 5,850 円

本年収入額 0 円

2 支出総額 0 円

政治団体の名称 遠藤さとし後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額 0 円

2 支出総額 0 円

政治団体の名称 大沢祐治郎後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額 0 円

2 支出総額 0 円

政治団体の名称 長部登を支える会

報告年月日 平成 26年 3月 19日

1 収入総額 342,416 円

前年繰越額 342,416 円

本年収入額 0 円

2 支出総額 233,416 円

3 支出の内訳

経常経費 113,416 円

備品・消耗品費 113,416 円

政治活動費 120,000 円

組織活動費 105,000 円

調査研究費 15,000 円

合 計 233,416 円

政治団体の名称 岡部かずお後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額 2,000 円

前年繰越額 0 円

本年収入額 2,000 円

2 支出総額 2,000 円

3 本年収入の内訳

寄附（内訳別掲） 2,000 円

個人からの寄附 2,000 円

合 計 2,000 円

4 寄附の内訳

個人からの寄附 その他 2,000 円

小 計 2,000 円

5 支出の内訳

経常経費	2,000 円
事務所費	2,000 円
合 計	2,000 円

政治団体の名称 笠原喜一郎後援会

報告年月日 平成 26年 3月 28日

1 収入総額	864,722 円
前年繰越額	107,200 円
本年収入額	757,522 円
2 支出総額	864,722 円
3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	757,522 円
個人からの寄附	757,522 円
合 計	757,522 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
（寄附者の氏名）（金 額）（住 所）	
笠原喜一郎	757,522 円 南魚沼市
小 計	757,522 円
5 支出の内訳	
政治活動費	864,722 円
機関紙誌の発行その他の事業費	864,722 円
機関紙誌の発行事業費	248,850 円
宣伝事業費	615,872 円
合 計	864,722 円

政治団体の名称 加藤一康後援会

報告年月日 平成 26年 3月 17日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 亀山重光後援会

報告年月日 平成 26年 3月 26日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 加藤和雄後援会

報告年月日 平成 26年 3月 27日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 片山康夫後援会

報告年月日 平成 26年 3月 18日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 かおる会

報告年月日 平成 26年 3月 18日

1 収入総額	2,400 円
前年繰越額	2,400 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 笠原晴彦後援会

報告年月日 平成 26年 3月 20日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 笠井正信君を励ます会

報告年月日 平成 26年 3月 26日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 笠原義宗後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 木菱晃栄後援会

報告年月日 平成 26年 3月 17日

1 収入総額	144,995 円
前年繰越額	144,995 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 桑原たまみ後援会

報告年月日 平成 26年 3月 24日

1 収入総額	182,262 円
前年繰越額	182,262 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 小林林一同志の会

報告年月日 平成 26年 3月 24日

1 収入総額	11,588 円
前年繰越額	5,468 円
本年収入額	6,120 円
2 支出総額	0 円
3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	6,120 円
個人からの寄附	6,120 円
合 計	6,120 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
その他	6,120 円
小 計	6,120 円

政治団体の名称 小林まこと後援会

報告年月日 平成 26年 3月 28日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 小林よしあき応援事務所

報告年月日 平成 26年 3月 13日

1 収入総額	12,990 円
前年繰越額	12,990 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 駒形信雄後援会

報告年月日 平成 26年 3月 20日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 佐藤正人後援会

報告年月日 平成 26年 3月 26日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 新社会党新潟県本部

報告年月日 平成 26年 3月 28日

1 収入総額	4,454,629 円
前年繰越額	295,346 円
本年収入額	4,159,283 円
2 支出総額	4,414,784 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	4,100,000 円
	205 人
その他の収入	59,283 円
10万円未満の収入	59,283 円
合 計	4,159,283 円
4 支出の内訳	
経常経費	2,661,745 円
人件費	1,283,168 円
光熱水費	95,864 円
備品・消耗品費	363,591 円
事務所費	919,122 円
政治活動費	1,753,039 円
組織活動費	1,245,818 円
選挙関係費	100,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	407,221 円
宣伝事業費	407,221 円
合 計	4,414,784 円

政治団体の名称 自由民主党新潟市議会議員連盟

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	1,544,295 円
前年繰越額	463,759 円
本年収入額	1,080,536 円
2 支出総額	1,075,657 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	540,000 円
	15 人
寄附（内訳別掲）	500,000 円
政治団体からの寄附	500,000 円
その他の収入	40,536 円
10万円未満の収入	40,536 円
合 計	1,080,536 円
4 寄附の内訳	
政治団体からの寄附	
（寄附者の名称）（金額）（事務所の所在地）	
自由民主党新潟支部	500,000 円 新潟市中央区
小 計	500,000 円

5 支出の内訳

経常経費	7,926 円
備品・消耗品費	4,456 円
事務所費	3,470 円
政治活動費	1,067,731 円
組織活動費	497,731 円
調査研究費	30,000 円
寄附・交付金	540,000 円
合 計	1,075,657 円

政治団体の名称 志田貢後援会

報告年月日 平成 26年 3月 19日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 住みよい郷土を創る会

報告年月日 平成 26年 3月 20日

1 収入総額	10,000 円
前年繰越額	10,000 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 砂塚さだひろ政治活動事務所

報告年月日 平成 26年 3月 27日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 星山会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 高橋しんいち後援会

報告年月日 平成 26年 3月 18日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 高橋利勝後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	32,436 円
前年繰越額	32,436 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 近山修後援会

報告年月日 平成 26年 3月 26日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 中山しんじ後援会

報告年月日 平成 26年 3月 27日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 なおの会

報告年月日 平成 26年 1月 24日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 南雲まこと応援団

報告年月日 平成 26年 3月 18日

1 収入総額	334,816 円
前年繰越額	334,816 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 笹木あきら後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 祝まさを励ます会

報告年月日 平成 26年 3月 24日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 北洋会

報告年月日 平成 26年 3月 26日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 丸山勝総後援会

報告年月日 平成 26年 3月 25日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 宮村幸男後援会

報告年月日 平成 26年 3月 25日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 横山やまと後援会

報告年月日 平成 26年 3月 24日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 吉田たかし後援会

報告年月日 平成 26年 3月 26日

1 収入総額	5,621,706 円
前年繰越額	592,671 円
本年収入額	5,029,035 円
2 支出総額	5,396,076 円
3 本年収入の内訳	
寄附 (内訳別掲)	1,859,000 円
政治団体からの寄附	1,859,000 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,640,000 円
市政報告会	1,640,000 円

借入金	1,530,000 円
吉田孝志	1,530,000 円
その他の収入	35 円
10万円未満の収入	35 円
合 計	5,029,035 円

4 寄附の内訳

政治団体からの寄附 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	
自由民主党新潟県新潟市中央区第三支部	1,859,000 円 新潟市中央区
小 計	1,859,000 円

5 支出の内訳

経常経費	2,454,543 円
人件費	1,381,500 円
光熱水費	152,804 円
備品・消耗品費	391,885 円
事務所費	528,354 円
政治活動費	2,941,533 円
組織活動費	921,828 円
機関紙誌の発行その他の事業費	695,625 円
政治資金パーティー開催事業費	695,625 円
その他の経費	1,324,080 円
合 計	5,396,076 円

6 資産等の内訳

借入金	
(借 入 先) (借 入 残 高)	
吉田孝志	9,825,920 円

政治団体の名称 わたなべ良一友の会

報告年月日 平成 26年 3月 24日

1 収入総額	81,534 円
前年繰越額	81,534 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 渡辺としみち後援会

報告年月日 平成 26年 3月 31日

1 収入総額	104,000 円
前年繰越額	0 円
本年収入額	104,000 円
2 支出総額	104,000 円
3 本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	104,000 円
平成24年度新年会	104,000 円
合 計	104,000 円
4 支出の内訳	
政治活動費	104,000 円
機関紙誌の発行その他の事業費	104,000 円
その他の事業費	104,000 円
合 計	104,000 円

政治団体の名称 渡辺昌後援会

報告年月日 平成 26年 3月 20日

1 収入総額	0 円
--------	-----

2 支出総額 0 円

政治団体の名称 私たちの三条市をつくる市民の会

報告年月日 平成 26年 5月 9日

1 収入総額	500,062 円
前年繰越額	0 円
本年収入額	500,062 円
2 支出総額	154,533 円
3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	500,000 円
個人からの寄附	500,000 円
その他の収入	62 円
10万円未満の収入	62 円
合 計	500,062 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
（寄附者の氏名）（金額）（住所）	
外山晴一	300,000 円 三条市
内田力	200,000 円 三条市
小 計	500,000 円
5 支出の内訳	
経常経費	69,500 円
備品・消耗品費	21,500 円
事務所費	48,000 円
政治活動費	85,033 円
組織活動費	72,850 円
その他の経費	12,183 円
合 計	154,533 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年 9 月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

届出年月日	資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
26. 3. 24	森田貞一	市議会議員	森田貞一後援会	上越市寺町2-5-1	森田貞一

人事委員会公告

平成26年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：U・Iターン型民間企業等職務経験者）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：U・Iターン型民間企業等職務経験者）を行う。

平成26年 9 月12日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
------	--------	------

一般行政	2 人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事する。
福祉行政	2 人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等（児童相談所等）で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事する。
総合土木	4 人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等（地域振興局地域整備部、農林振興部等）で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事する。
林 業	1 人程度	知事部局の本庁又は地域機関（地域振興局農林振興部等）で、森林・林業施策の企画立案や森林の保全等の業務に従事する。
農 業	1 人程度	知事部局の本庁又は地域機関（地域振興局農林振興部等）で、農業施策の企画立案や普及指導等の業務に従事する。

2 受験資格

(1) 次の要件をいずれも満たす人で、活字印刷文による出題に対応できる人

ア 年齢

昭和30年 4 月 2 日以降に生まれた人

イ 職務経験等

試験職種	職務経験等
一般行政	新潟県外に本社を置く民間企業等における職務経験を 5 年以上有する人(平成26年 8 月31日現在)
福祉行政	次のいずれにも該当する人 ・社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は学校教育法による大学(短期大学を除く。)の専門課程において、心理学に関する科目を履修して卒業した人 ・新潟県外に本部を置く児童福祉施設、障害者支援施設等※ 1 で指導、相談支援に関する職務経験を 5 年以上有する人（平成26年 8 月31日現在）
総合土木	新潟県外に本社を置く建設会社、設計コンサル等の民間企業等において、道路・橋りょう、河川・海岸・ダム、地すべり・砂防、かんがい排水、ほ場整備等の分野についての計画・設計・積算・施工監理等に関する職務経験を 5 年以上有する人（平成26年 8 月31日現在）
林 業	新潟県外に本社を置く建設会社、設計コンサル等の民間企業等において、治山、地すべり、なだれ、海岸等の分野についての計画・設計・積算・施工監理等に関する職務経験を 5 年以上有する人（平成26年 8 月31日現在）
農 業	新潟県外に本社を置く流通関連産業、食品関連産業、試験研究機関等の民間企業等において農産物等の流通・販売、又は農業者等に対する生産指導の職務経験を 5 年以上有する人（平成26年 8 月31日現在）※ 2

※ 1 福祉行政の職務経験について、「児童福祉施設、障害者支援施設等」には、児童相談所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、病院、保健所、精神保健福祉センターが該当する。

※ 2 農業については、採用後、必要に応じて普及指導員資格の取得を求める。

＜職務経験について（全職種共通）＞

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として 1 年以上継続して就業していた期間が該当する。ただし、以下の点に注意すること。

① 週30時間以上従事した期間のみ該当する。

② 職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限る。

③ 連続して 3 か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張

する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

公務員として必要な一般的な知識（社会科学、人文科学、自然科学）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について、筆記試験（択一式）を行う。また、事前に提出された書類（職務経歴書、自己PR書（600字以内））により、民間企業等における職務経験内容、実績、意欲等について審査する。

(2) 試験日及び試験場

試験日：平成26年10月19日（日）

受付時間：午前9時から午前9時30分まで

試験場（新潟会場）：新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

※申込多数の場合は、試験場が変更となる場合がある。

試験場（東京会場）：都道府県会館（東京都千代田区平河町2-6-3）

(3) 合格者の発表

平成26年11月7日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、個別面接試験、論文試験及び適性検査を行う。ただし、一般行政については、論文試験及び適性検査は第3次試験として評価する。

(2) 試験日及び試験場

一般行政については、平成26年11月15日（土）及び11月16日（日）（予定）のうち指定する日、一般行政以外については、平成26年11月29日（土）及び11月30日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 合格者の発表

一般行政については、平成26年11月27日（木）午後1時（予定）、一般行政以外については、平成26年12月19日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

5 第3次試験

(1) 方法

一般行政のみ、第2次試験合格者に対し、個別面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

平成26年12月6日（土）及び12月7日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 合格者の発表

平成26年12月19日（金）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第3次試験受験者に結果を通知する。

6 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

7 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績にかかわらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	教養試験	100点※	正答率3割5分以上（基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。）
	記述試験	300点	120点以上（教養試験の点数が基準に達しない場合は、採点されない。）
第2次試験	面接試験	130点	一般行政：70点以上 一般行政以外：90点以上
	論文試験	20点	11点以上（一般行政については、第3次試験で評価す

			る。)
第3次試験(一般行政のみ)	面接試験	130点	90点以上

※ 教養試験については、粗点(正答数)をそのまま用いるのではなく、平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数はおおむね0点～100点に分布する。

◎教養試験の標準点の算出方法

標準点 = $15 \times (A - B) \div C + 50$

A : ある受験者の粗点(正答数)

B : 教養試験の平均得点

C : 教養試験の標準偏差

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は高点順に任用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、欠員の状況により採用が決定される。
- (2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかになった場合には、採用されない。
- (3) 採用は原則として平成27年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

9 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験(民間企業等職務経験者)請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)から電子申請を行う。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。

イ 受験申込書及び職務経歴書に必要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に郵送するか、直接持参すること。(郵送する場合は、封筒の表に「職員採用試験(民間企業等職務経験者)受験」と朱書きし、必ず書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

(3) 受付期間

- ・ 電子申請、郵送、持参いずれも平成26年9月12日(金)から10月3日(金)まで受け付ける。
- ・ 電子申請の場合、10月3日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。
- ・ 郵送の場合、10月3日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・ 持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。ただし、土曜日、日曜日及び祝日については持参の受付を行わない。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第90号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

平成26年9月12日

新潟県公安委員会

委員長 小 川 和 明

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務に係る講習（以下「4号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成26年10月15日（水）から平成26年10月21日（火）までの5日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町6番地1
興和ビル

3 受講定員

10人

4 受講対象者

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成26年9月24日（水）から平成26年9月25日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話
電話番号 025-283-8880
に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要な事項を記入し、4号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類及び履歴書を添えて提出すること。

イ 提出期間

平成26年10月7日（火）から平成26年10月8日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

34,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第91号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

平成26年 9 月12日

新潟県公安委員会

委員長 小 川 和 明

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務に係る講習(以下「4号警備業務」という。)

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成26年10月20日(月)から平成26年10月21日(火)までの2日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町6番地1

興和ビル

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者を対象として実施する。

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成26年 9 月30日(火)から平成26年10月1日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(7) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(4) 受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類及び履歴書

イ 提出期間

平成26年10月9日(木)から平成26年10月10日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

10,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110 (代表)